

閲覧用

楽天ブロードバンドデータSIMサービス利用規約

2019年7月1日

楽天モバイル株式会社

目次

第1章 総則	3
第1条 (規約の適用)	3
第2条 (規約の変更)	3
第3条 (規約の掲示)	3
第4条 (用語の定義)	3
第2章 楽天BBデータSIMの種類	4
第5条 (楽天BBデータSIMの種類)	4
第3章 利用契約	4
第6条 (利用契約の単位)	4
第7条 (利用契約の申込)	4
第8条 (利用契約の成立)	4
第9条 (電話番号の付与)	4
第10条 (利用契約の開始日等)	5
第11条 (利用権譲渡の禁止)	5
第12条 (利用契約者の氏名等に関する変更の届出)	5
第13条 (地位の承継)	5
第14条 (利用契約者が行う利用契約の解約)	5
第15条 (当社が行う利用契約の解除)	5
第4章 SIMカード	6
第16条 (SIMカードの貸与)	6
第17条 (SIMカードに係る利用契約者の義務)	6
第18条 (SIMカードの返還)	6
第5章 利用の中断および利用の停止.....	6
第19条 (利用の中断)	6
第20条 (利用の停止)	7
第6章 通信.....	7
第21条 (サービス提供区域)	7
第22条 (通信利用の制限)	7
第23条 (通信時間等の制限)	7
第7章 料金等.....	8
第24条 (料金等)	8
第25条 (料金等の支払義務)	8
第26条 (料金等の支払い)	8
第27条 (割増金)	8
第28条 (延滞利息)	9
第29条 (端数処理)	9
第30条 (消費税相当額の加算)	9
第8章 保守.....	9
第31条 (当社の維持責任)	9
第32条 (保証の限界)	9
第9章 損害賠償	9

第 33 条 (利用不能による損害)	9
第 34 条 (利用から派生した損害)	10
第 10 章 雑 則.....	10
第 35 条 (利用契約者の義務)	10
第 36 条 (利用契約者に係る情報の取扱い)	10
第 37 条 (管轄裁判所)	11
第 38 条 (準拠法)	11
第 39 条 (会社名等の取扱い)	11
第 40 条 (反社会的勢力の排除)	11
別記	12
附則	13

第1章 総則

(規約の適用)

第1条 当社は、この楽天ブロードバンドデータ SIM サービス利用規約（以下「規約」といいます。）に基づき楽天ブロードバンドデータ SIM サービス（以下「楽天 BB データ SIM」といいます）を提供します。

(規約の変更)

第2条 当社は、この規約を変更することがあります。その場合の提供条件は、変更後の規約によります。

(規約の掲示)

第3条 当社は、この規約（変更があった場合は変更後の規約）を当社の指定するホームページに掲示します。

(用語の定義)

第4条 この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 協定事業者	電気通信事業者であって電気通信番号規則第9条第1項3号により識別される電気通信設備を有する電気通信事業者
4 楽天 BB データ SIM	協定事業者の電気通信設備と利用契約者の端末機器（SIMカードが装着されたものに限ります）との間に電気通信回線を設定して提供するデータ通信サービス
5 利用契約	楽天 BB データ SIM を提供するための規約に基づく契約
6 利用契約者	当社と楽天 BB データ SIM の規約に基づく契約を締結している者
7 端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号）で定める種類の端末設備の機器
8 SIMカード	利用契約者の識別番号その他の情報を記憶することができる IC カードであって、当社が楽天 BB データ SIM の提供のために利用契約者に貸与するもの
9 ユニバーサルサービス料金	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
10 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 楽天BB データ SIM の種類

(楽天BB データ SIM の種類)

第5条 楽天BB データ SIM の種類は以下の通りとします。

種類	内容
データ通信サービス	当社が貸与した SIM カードを利用して行うデータ通信サービス (以下「本サービス」といいます。)

- 2 当社は、楽天BB データ SIM の料金プラン等を料金表
(<http://broadband.rakuten.co.jp/support/policy.html>) に定めます。
- 3 料金表で定める伝送測度は、技術規格上の最大となる伝送速度を示したもので、この伝送速度を保証するものではありません。

第3章 利用契約

(利用契約の単位)

第6条 当社は、1のSIMカードごとに、1の本サービスに係る利用契約を締結します。

(利用契約の申込)

第7条 利用契約の申込をするときは、当社が定める方法（電話及びオンラインサインアップによる方法（当社が別に指定するオンラインショップ等を含みます））によるものとします。

- 2 利用契約の申込者の居住地は、日本国内に限るものとします。

(利用契約の成立)

第8条 当社は、利用契約の申込があったときは、当社所定の方法にてその申込を承諾します。ただし、次の場合にはその申込を承諾しないことがあります。

- (1) 申込人が、その申込にあたって虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
 - (2) 申込人が、本サービスに係る料金または延滞利息（以下「料金等」といいます）の支払を現に怠り、または怠るおそれがある場合。
 - (3) 申込人が、第40条（反社会的勢力の排除）第1項に定める者であるとき
 - (4) その他当社の業務の遂行上支障がある場合。
- 2 当社が、利用契約者からの申込を承諾した場合、規約および申込書の内容にしたがって本サービスに係る利用契約が成立します。

(電話番号の付与)

第9条 当社は、利用契約者に対し、本サービスを利用するための電話番号を定め、1のSIMカードに対して1つ付与します。

- 2 利用契約者は、本サービスを利用するための電話番号の変更を請求することはできません。
- 3 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本サービスの電話番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを利用契約者に通知します。

(利用契約の開始日等)

第10条 本サービスの利用契約の開始日及び課金開始日は、料金表に定めるものとします。

(利用権譲渡の禁止)

第 11 条 利用契約者は、規約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を譲渡することはできません。

(利用契約者の氏名等に関する変更の届出)

第 12 条 利用契約者は、氏名、住所、連絡先等に変更があったときは、当社が別に定める方法により当社に届け出るものとします。

(地位の承継)

第 13 条 契約者において相続または法人の合併若しくは会社分割により本契約者の地位の包括的な継承があった場合は、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人または契約上の地位を承継する新設分割会社若しくは吸収分割承継会社には、当社所定の書式にこれを証明する書類を添えて届け出ていただくものとします。本項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者として定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときもまた同様とします。本項の規定による代表者の届け出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

2 個人名義の契約者において、両当事者間の続柄が配偶者又は二親等以内の親族かつ、両当事者間の姓及び住所が同一である場合に限り、地位の継承ができるものとします。その場合、当社所定の書式にこれを証明する書類を添えて届け出ていただくものとします。

3 当社は、第 15 条（当社が行う利用契約の解除）に規定する場合に加え、次に該当する場合には、利用契約を解除することがあります。

(1) 利用契約者がその地位の承継について虚偽の届出を行ったことが判明した場合。

(2) 利用契約者の地位を承継した者が、本サービスに係る料金等の支払を現に怠り、またはこれを怠るおそれがある場合。

(3) その他、当社の業務の遂行上支障がある場合。

(利用契約者が行う利用契約の解約)

第 14 条 利用契約者が、本サービスにかかる利用契約を解約する場合は、当社が別に定める方法により手続をするものとします。

2 当社は利用契約者からの解約申込を、当月 15 日までに確認できた場合、当月末日を解約日（料金表における終了日とします。以下同じとします。）とし、それ以降に確認できた場合には、解約申込があった月の翌月末日を解約日とします。

(当社が行う利用契約の解除)

第 15 条 当社は、第 20 条（利用の停止）第 1 項の規定により本サービスの利用を停止された利用契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その利用契約を解除することがあります。

2 当社は、利用契約者が第 20 条(利用の停止)第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用を停止しないでその利用契約を解除することがあります。

3 当社は、当社の責めに帰すべき理由によらずに本サービスの提供が困難となった場合には、利用契約を解除することがあります。

4 当社は、前 3 項の規定により利用契約を解除しようとするときは、予めその旨を利用契約者に通知します。ただし、緊急のためやむを得ない場合、または通常の連絡方法を用いても通知す

ることができない場合は、この限りではありません。

- 5 前4項の規定にかかわらず、当社は、利用契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその利用契約を解除することができるものとします。
- 6 本条（第3項を除きます）に基づく解除により利用契約が終了するときは、利用契約者は未払いの料金等について当然に期限の利益を失い未払の料金の全額について即時に支払わなければならないものとします。
- 7 本サービスの利用を開始した契約者が第40条に該当する反社会的勢力であることを当社が認知した場合は、第20条（利用の停止）の手続きを経ずに、本サービスの利用を中止し、本契約を解除します。この場合、第4項に定める通知は、利用中止後に送付するものとします。

第4章 SIMカード

（SIMカードの貸与）

第16条 当社は、本サービスの利用契約者に対し、SIMカードを貸与します。

- 2 利用契約者は、申込時においてSIMカードの種別指定するものとします。
- 3 当社は、利用契約者の指定する日本国内場所においてSIMカードを引渡します。
- 4 本サービスを利用するための端末機器については、別記 1に定めます。

（SIMカードに係る利用契約者の義務）

第17条 利用契約者は、貸与を受けているSIMカードを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

- 2 利用契約者は、SIMカードを紛失（盗難による紛失を含みます）、故障または破損した場合、当社が定める方法により再発行を受けるものとします。
この場合、利用契約者は、当社が料金表に定める再発行の手数料を支払うものとします。
ただし、当該SIMカードの故障・破損等が、当社の責めに帰すべき事由による場合は、無償で交換します。
- 3 利用契約者は、SIMカードに登録されている電話番号その他の情報を読み出し、変更または消去しないものとします。
- 4 利用契約者は、SIMカードを日本国内で利用するものとします。

（SIMカードの返還）

第18条 SIMカードの貸与を受けている利用契約者は、利用契約の終了後、速やかにSIMカードを当社に返還するものとします。なお、SIMカードの返還費用は当社が別に定めるものとします。

第5章 利用の中断および利用の停止

（利用の中断）

第19条 当社は、第22条（通信利用の制限）および第23条（通信時間等の制限）の規定により、契約回線による通信を制限するときには、本サービスの利用の全部または一部を中断することがあります。

- 2 当社は、第 22 条（通信利用の制限）および前項の規定により本サービスの利用を中断するときは、予め利用契約者に通知します。ただし、通常の連絡方法を用いても通知できないとき、または緊急のためやむを得ないときはこの限りではありません。

（利用の停止）

第 20 条 当社は、利用契約者が次のいずれかに該当するときは、その状況が止むまで、利用契約者の利用に係る本サービスの全部または一部につき、そのサービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（当社がその支払の事実を確認できないときを含みます）。
 - (2) 第 7 条（利用契約の申込）、第 11 条（利用権譲渡の禁止）、第 12 条（利用契約者の氏名等に関する変更の届出）または第 13 条（地位の承継）の規定において、虚偽の申告を行ったことが判明したとき。
 - (3) 当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務（その利用規約等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (4) その他、この規約の規定に違反する行為を行ったとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、予め利用契約者に通知します。ただし、通常の連絡方法を用いても通知できないときは、この限りではありません。

第 6 章 通 信

（サービス提供区域）

第 21 条 本サービスの通信区域は、協定事業者の通信区域（海外ローミングサービスを除きます）の通りとします。契約回線による通信は、その契約回線に接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、当該通信区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。

- 2 前項の場合、利用契約者は当社に対し、当社の責めに帰すべきものを除き、本サービスが利用できないことによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

（通信利用の制限）

第 22 条 当社は、契約回線に係る技術上、保守上、その他当社の事業上やむをえない事由が生じた場合、または協定事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定に基づいて協定事業者が行う利用の制限が生じた場合、利用を一時的に制限することがあります。

- 2 前項の場合、利用契約者は当社に対し、当社の責めに帰すべきものを除き、通信が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

（通信時間等の制限）

第 23 条 前条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間または特定の地域への通信の利用を制限することがあります。

- 2 前項の場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のため

めに必要な事項を内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、電気通信事業法施行規則の規定に基づき総務大臣が告示により指定した機関が使用している移動無線装置（協定事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限り）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域への通信を中止する措置を含みます）をとることがあります。

- 3 当社は、1の通信について、その接続時間が継続して一定時間を超えると、無通信時間が一定時間を越えるとき、その通信を切断することがあります。
- 4 当社は、本サービスの円滑な提供のため、画像ファイル（動画を含みます）の伝送、ファイル交換(P2P)のアプリケーション等の利用による帯域を継続的かつ大量に占有するデータ通信について速度や通信量を制限することがあります。制限の内容は、当社のホームページにおいて示すものとします。
- 5 当社は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信に係る情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

第7章 料金等

（料金等）

第24条 本サービスに係る料金は、本サービスに関する初期費用、基本料金、オプション料金、ユニバーサルサービス料金及び手数料等とし、料金表（<http://broadband.rakuten.co.jp/support/policy.html>）に定めます。

（料金等の支払義務）

第25条 利用契約者は、利用契約の開始日から終了日までの期間について、第26条（料金等の支払い）で定める料金等を支払うものとします。

- 2 利用契約者は、本サービスを利用できない状態が発生した場合でも前項の義務を負うものとし、当該状態の発生により利用契約者に生じた損害の賠償については、第33条（利用不能による損害）第2項に定めるものとします。

（料金等の支払い）

第26条 利用契約者は、料金等の支払いについて、あらかじめ料金表（<http://broadband.rakuten.co.jp/support/policy.html>）に定めるものとします。

- 2 利用契約者は、当社が定める期日までに支払うものとします。
- 3 前項の場合における料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 4 当社は、料金等の支払いについて、料金表に定める支払い方法が使用不能であることを当社が知ったとき請求書を発行します。
- 5 前項の場合において、料金表に定める支払い方法が可能とならない限り、それ以降も請求書の発行を継続するものとし、利用契約者は、その請求書を使用して料金等を支払っていただきます。

（割増金）

第27条 利用契約者が料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額の他、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。以下同様とします）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税を加算しないこととされている料金にあってはその

免れた額の2倍に相当する額)を割増金として当社が別途定める方法によりお支払いいただきます。

(延滞利息)

第28条 利用契約者は、料金について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別途定める方法によりお支払いいただきます。ただし、期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

(端数処理)

第29条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(消費税相当額の加算)

第30条 この規約により支払いを要する額は、税別額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

第8章 保守

(当社の維持責任)

第31条 当社は、当社及び協定事業者に係る電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

(保証の限界)

第32条 当社は、本サービスの利用に関し、協定事業者以外の電気通信設備に係る通信の品質を保証することはできません。

第9章 損害賠償

(利用不能による損害)

第33条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態(その契約に係る契約回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したときに限り、その利用契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が継続した時間(24時間の倍数である部分に限ります)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する料金表に定める料金から算出した当該損害に係る合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 前項の場合において、日数に対応する損害額の算定にあたって、第29条(端数処理)の規定を準用します。

4 本条第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかつ

ったときは、本条第2項および第3項の規定は適用しないものとします。

(利用から派生した損害)

- 第34条** 当社は、本サービスを利用した場合に生じた情報等の破損、滅失もしくは第三者に対する漏洩による損害、または知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
- 2 当社は、本サービスの提供にあたって、当社の故意または重大な過失により生じた損害を除き、当該サービスが利用契約者に与えた損害について、一切の責任を負わないものとします。
 - 3 利用契約者が、本サービスの利用の際に第三者に損害を与えた場合、利用契約者は自己の責任と費用をもって解決にあたるものとし、当社に損害を与え、または何らの請求もしてはならないものとします。
 - 4 利用契約者が故意または過失により当社に損害を与えた場合には、当社は当該利用契約者に対し当社が被った損害に相当する額の損害賠償を請求できるものとします。

第10章 雑則

(利用契約者の義務)

- 第35条** 利用契約者は、次のことを守るものとします。
- (1) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (2) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様で利用し、又は他人に利用させないこと。
なお、別記 2に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。
 - (3) 位置情報（端末機器の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。）を取得することができる端末機器を他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
 - (4) ユーザーID又はパスワード等の盗用、その他の不正利用により生じた問題は、契約者の責任により解決するものとします。
- 2 利用契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負うものとします。

(利用契約者に係る情報の取り扱い)

- 第36条** 当社は利用契約者に係る情報（以下、「契約者情報」といいます。）を別途オンライン上に掲示する「個人情報保護方針」（<http://www.fusioncom.co.jp/policy/>）に基づき、適切に取り扱うものとします。
- 2 当社は契約者情報を、前項で定めた利用目的の範囲内で取り扱います。
 - 3 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲内で契約者情報の取扱いを委託先(当社が別に定めるものとします)に委託することができるものとします。
 - 4 当社は前項の場合を除き、契約者情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ること（オンライン画面上、書面上にそれらを明示し、利用契約者が提供の拒否を選択できる機会を設けることを含みます）を行わない限り、第三者に個人情報を開示、提供しないものとします。
ただし、以下の場合、当社判断により各号に必要な範囲内で契約者情報を開示・提供することがあり、利用契約者はこれを了承するものとします。
(1) 刑事訴訟法第218条その他、同法の定めに基づく強制処分が行なわれた場合

- (2) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダー責任制限法）の第4条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件を満たす請求があった場合
- (3) 生命、身体又は財産の保護のために必要があると当社が判断した場合
- (4) 利用契約者の本サービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認められた場合。（当該業務に必要な範囲内でクレジットカード会社等の金融機関、債権管理回収業者又は提携先等に対するものに限り。）
- (5) 協定事業者がその業務に必要な範囲で、利用契約者が利用する契約回線の通信履歴等に関する情報を開示するよう当社に請求してきた場合。

（管轄裁判所）

第 37 条 当社による本サービスの提供およびそれに係る利用契約者の権利義務に関して疑義または紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

（準拠法）

第 38 条 この規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

（会社名等の取扱い）

第 39 条 当社は、利用契約者の名称等（広く一般に公表されている情報に限り。）および当社との契約の有無を、当社および楽天株式会社ならびに、その会社法で定める子会社、会社計算規則に定める関連会社（総称して以下、「当社等」といいます。）と以下の目的のために情報を共有し、取扱うものとします。

- (1) 当該契約と密接する当社等の提供するサービスの情報およびキャンペーン、イベント等の情報発信または販売促進活動のため
- (2) 当社等のサービスに関するアンケート等を行い、その内容を調査することにより当社等のサービスの品質向上や新規サービスの開発等を行うため
- (3) 当社等のサービスに関する分析を行い、そのデータを活用するため

（反社会的勢力の排除）

第 40 条 利用契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

2 当社は、利用契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、利用契約者に生じたいかなる損害の賠償も行わないものとします。

- (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき
- (2) 経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 役員もしくは経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、

脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

別記

1 端末機器について

利用契約者は、当社が指定する端末機器を自己の責任で用意するのとしします。

2 データ通信サービスの利用における禁止行為

- (1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- (3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (13) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人のID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
- (14) 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- (15) その他法令に違反する行為
- (16) (1) から (15) までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長

附則

(実施時期)

この規約は、2012年10月4日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、2013年1月8日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、2013年5月30日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規約は、2013年8月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2014年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施日より前から継続して提供しているものであって、2014年4月30日までの間に料金月の末日が到来する電気通信サービスの料金については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2014年4月17日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2014年10月30日から実施します。

(経過措置)

- 2 この規約実施の際現に、この実施前に締結した楽天ブロードバンドLTEサービス利用規約の規定による利用契約は、2014年10月30日において、楽天ブロードバンドデータSIMサービス利用規約の規定による利用契約へ移行したものとします

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2014年11月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2014年12月18日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この規約は、2015年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2018年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の前に、本規約に定めるサービスの締結をした者については、第39条(会社名等の取扱い)については、適用しないものとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2018年12月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2019年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 本改正規定実施の日より、本規約は、楽天コミュニケーションズ株式会社から事業承継を受けた楽天モバイル株式会社が提供するものとします。